



平成 18 年 12 月期 個別中間財務諸表の概要

平成18年8月25日

上場会社名 株式会社ジェイホーム
コード番号 2721

上場取引所 JASDAQ
本社所在都道府県 東京都

(URL <http://www.j-home.com>)

代表者 役職名 代表取締役 氏名 大宮 健次
問合せ先責任者 役職名 取締役経営管理室長 氏名 三和 正夫 TEL (03) 5324 - 6261
決算取締役会開催日 平成18年8月25日 配当支払開始日 平成 年 月 日

単元株制度採用の有無 無

1. 18年6月中間期の業績(平成18年1月1日~平成18年6月30日)

(1) 経営成績

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年6月中間期	37	(69.5)	10	()	7	()
17年6月中間期	22	(55.9)	23	()	22	()
17年12月期	103	(20.8)	19	()	21	()

	中間(当期)純利益		1株当たり中間(当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	11	()	1,363	53
17年6月中間期	22	()	2,704	79
17年12月期	16	()	2,023	60

(注) 期中平均株式数 18年6月中間期 8,302株 17年6月中間期 8,298株 17年12月期 8,298株

会計処理の方法の変更 無

売上高、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年6月中間期	383	377	98.6	45,423	00
17年6月中間期	369	328	89.0	39,619	47
17年12月期	377	367	97.4	44,347	86

(注) 期末発行済株式数 18年6月中間期 8,311株 17年6月中間期 8,298株 17年12月期 8,298株

期末自己株式数 18年6月中間期 株 17年6月中間期 株 17年12月期 株

2. 18年12月期の業績予想(平成18年1月1日~平成18年12月31日)

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通 期	100	10	5

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 602円26銭

3. 配当状況

・現金配当

	1株当たり配当金(円)					年間
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	その他	
17年12月期				300		300
18年12月期(実績)						
18年12月期(予想)	-			300		300

* 上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき算定しており、今後の経済状況等の変化により、実際の業績は予想値と異なる結果となる場合があります。

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年12月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%		%
流動資産						
1. 現金及び預金	76,470		74,407		58,242	
2. 未収入金	20,619		30,475		84,402	
3. 短期貸付金	71,900		125,000		89,400	
4. 立替金	49,696					
5. その他	7,736		19,110		9,739	
流動資産合計	226,424	61.3	248,992	65.0	241,784	64.0
固定資産						
1. 有形固定資産	11,310	3.0	4,847	1.3	5,486	1.4
2. 無形固定資産	1,340	0.4	2,520	0.6	2,931	0.8
3. 投資その他の資産						
(1) 関係会社株式	100,000		100,000		100,000	
(2) 敷金及び保証金	25,375		23,875		23,875	
(3) その他	5,110		2,773		3,910	
投資その他の資産合計	130,485	35.3	126,649	33.1	127,786	33.8
固定資産合計	143,137	38.7	134,017	35.0	136,204	36.0
資産合計	369,561	100.0	383,010	100.0	377,988	100.0

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年12月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%		%
流動負債						
1. 未払金	2,300		2,571		3,331	
2. 未払法人税等	381		455		2,398	
3. 預り金	37,194					
4. 繰延税金負債	112					
5. その他	753		2,473		4,259	
流動負債合計	40,742	11.0	5,499	1.4	9,990	2.6
固定負債						
1. 繰延税金負債	56					
固定負債合計	56	0.0				
負債合計	40,799	11.0	5,499	1.4	9,990	2.6
(資本の部)						
資本金	130,829	35.4			130,829	34.6
資本剰余金						
1. 資本準備金	94,725				94,725	
資本剰余金合計	94,725	25.7			94,725	25.1
利益剰余金						
1. 利益準備金	750				750	
2. 任意積立金	553				553	
3. 中間(当期)未処分利益	101,904				141,140	
利益剰余金合計	103,207	27.9			142,443	37.7
資本合計	328,762	89.0			367,998	97.4
負債資本合計	369,561	100.0			377,988	100.0

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)		当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年12月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
(純資産の部)		%		%		%
株 主 資 本						
1. 資 本 金			131,170	34.3		
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金			95,065			
資本剰余金合計			95,065	24.8		
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金			750			
(2) その他利益剰余金						
特別償却準備金			276			
繰越利益剰余金			150,248			
利益剰余金合計			151,274	39.5		
株主資本合計			377,510	98.6		
純資産合計			377,510	98.6		
負債純資産合計			383,010	100.0		

中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)			前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比	金 額		百分比
			%			%			%
売 上 高		22,283	100.0		37,769	100.0		103,362	100.0
売 上 原 価									
売 上 総 利 益		22,283	100.0		37,769	100.0		103,362	100.0
販売費及び一般管理費		46,036	206.6		48,376	128.1		84,083	81.3
営業利益又は営業損失 ()		23,753	106.6		10,607	28.1		19,278	18.7
営業外収益 1		1,486	6.7		18,290	48.4		2,487	2.4
営業外費用 2		89	0.4		13	0.0		104	0.1
経常利益又は経常損失 ()		22,355	100.3		7,669	20.3		21,661	21.0
特別損失								4,157	4.0
税引前中間(当期)純利益 又は税引前中間純損失 ()		22,355	100.3		7,669	20.3		17,504	17.0
法人税、住民税及び事業税	145			145			1,653		
法人税等調整額	56	88	0.4	3,796	3,651	9.7	940	712	0.7
中間(当期)純利益又は 中間純損失()		22,444	100.7		11,320	30.0		16,791	16.3
前期繰越利益		124,348			138,927			124,348	
中間(当期)未処分利益		101,904			150,248			141,140	

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
平成17年12月31日残高（千円）	130,829	94,725	142,443	367,998	367,998
中間会計期間中の変動額					
新株の発行（千円）	340	340		680	680
剰余金の配当（千円）			2,489	2,489	2,489
中間純利益（千円）			11,320	11,320	11,320
中間会計期間中の変動額合計 （千円）	340	340	8,831	9,512	9,512
平成18年6月30日残高（千円）	131,170	95,065	151,274	377,510	377,510

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項 目	前 中 間 会 計 期 間 (自 平成17年 1月 1日) (至 平成17年 6月 30日)	当 中 間 会 計 期 間 (自 平成18年 1月 1日) (至 平成18年 6月 30日)	前 事 業 年 度 (自 平成17年 1月 1日) (至 平成17年 12月 31日)
1. 資産の評価基準および評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。	有価証券 子会社株式 同左	有価証券 子会社株式 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5年～15年 車両運搬具 6年 工具器具備品 3年～7年</p> <p>(2) 無形固定資産 a ソフトウェア 自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>b 商標権 定額法を採用しております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 定額法を採用しております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>建物及び構築物 8年～15年 車両運搬具 6年 工具器具備品 3年～7年</p> <p>(2) 無形固定資産 a ソフトウェア 同左</p> <p>b 商標権 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 a ソフトウェア 同左</p> <p>b 商標権 同左</p> <p>(3) 投資その他の資産 長期前払費用 同左</p>

項 目	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左	貸倒引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理について 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理について 同左	消費税等の会計処理について 同左

(中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準5号)及び、「貸借対照表の純資産の部に表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準8号)を適用しております。 なお、当中間会計期間末における従来の表示による資本の部の合計に相当する額は、純資産の部の合計と一致しております。	

(表示方法の変更)

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)
—————	<p>前中間会計期間まで区分掲記しておりました立替金(当中間会計期間末残高5,003千円)は総資産額の5/100以下となったため、流動資産のその他に含めて表示することとしました。</p> <p>前中間会計期間まで区分掲記しておりました預り金(当中間会計期間末残高890千円)は負債及び純資産の合計額の5/100以下となったため、流動負債のその他に含めて表示することとしました。</p>

追 加 情 報

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日 至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日 至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日 至 平成17年12月31日)
<p>(税効果会計)</p> <p>中間会計期間に係る納付税額および法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による特別償却準備金の取り崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。</p>	<p>(税効果会計)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>	—————

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年6月30日現在)	当中間会計期間末 (平成18年6月30日現在)	前事業年度末 (平成17年12月31日現在)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 28,114千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 15,931千円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 15,291千円</p>
<p>2 偶発債務 商品購入および工事発注に係る債務に対する保証債務 (株)メガショップ 23,007千円</p>	<p>2 偶発債務 商品購入および工事発注に係る債務に対する保証債務 (株)メガショップ 483千円</p>	<p>2 偶発債務 商品購入および工事発注に係る債務に対する保証債務 (株)メガショップ 9,222千円</p>
<p>3 消費税等の取扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。</p>	<p>3 消費税等の取扱い 同左</p>	—————

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前事業年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 474千円 受取手数料 285千円 受取保険金 725千円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 89千円 3 減価償却実施額 有形固定資産 2,445千円 無形固定資産 240千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,005千円 受取手数料 285千円 受取配当金 17,000千円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 13千円 3 減価償却実施額 有形固定資産 638千円 無形固定資産 410千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,190千円 受取手数料 571千円 受取保険金 725千円 2 営業外費用の主要項目 支払利息 104千円 3 減価償却実施額 有形固定資産 4,112千円 無形固定資産 521千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成17年1月1日 至平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自平成18年1月1日 至平成18年6月30日)	前事業年度 (自平成17年1月1日 至平成17年12月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 事業の内容に照らして重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額も3,000千円以下であるため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき、注記を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 事業の内容に照らして重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額も3,000千円以下であるため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき、注記は省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても、子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(一株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日) (至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年12月31日)</p>
		<p>(新株予約権の発行について)</p> <p>当社は、平成18年3月29日開催の定時株主総会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の通り、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを決議した。</p> <p>1 株主以外の者に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めること等を目的とし、2の要領に記載のとおり、新株予約権を発行するものであります。</p> <p>2 新株予約権発行の要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けるもの 当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員(以下「対象者」という)</p> <p>(2) 新株予約権発行の目的となる株式の種類および数 当社普通株式 500株を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い本件新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。</p> <p>(3) 発行する新株予約権の総数 500個を上限とする。</p> <p>(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は普通株式1株。ただし前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)</p>

前中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年1月1日) (至 平成18年6月30日)	前事業年度 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年12月31日)
		<p>(4) 新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額 新株予約権1個当たりの払込金額は、次に決定される1株当たりの払込金額に(3)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。 1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)のジャスダック証券取引所の開設する市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日のジャスダック証券取引所の開設する市場における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{新規株式発行前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>(6) 新株予約権の権利行使期間 権利行使期間：平成21年4月1日から平成24年3月31日まで(3年間)</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年6月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年1月1日) (至 平成18年6月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年1月1日) (至 平成17年12月31日)</p>
		<p>(7) 権利行使の条件</p> <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役および従業員ならびに当社子会社の取締役および従業員の地位にあることを要する。</p> <p>対象者が死亡した場合は、相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>新株予約権の質入、その他の処分は認めない。</p> <p>各新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>上記のほか、権利行使の条件については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で個別に締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。</p> <p>(8) 新株予約権の消却事由および条件</p> <p>当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>本件新株予約権は、対象者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。</p> <p>(9) 新株予約権の譲渡制限</p> <p>新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p> <p>(注) 具体的な発行内容および割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。</p>